

西暦	元号	主なできごと
673	?	天武天皇（大海人皇子）即位
684		八色の姓を制定
689		飛鳥浄御原令（22巻）を施行
690		庚寅年籍作成
694		藤原京遷都〔～710〕
701	大宝元	大宝律令、刑部親王、藤原不比等らにより完成
708	和銅元	.1 武蔵国より銅献上 .5 和同開珎鑄造
710	和銅3	平城京遷都〔～784〕
711	和銅4	蓄銭叙位令
712	和銅5	『古事記』撰上
713		🌐渤海建国
718	養老2	◇藤原不比等らに養老律令を選定させる
720	養老4	『日本書紀』撰上（舎人親王）
722	養老6	良田百万町歩開墾計画
723	養老7	三世一身法
724	養老8 (神亀元)	.2 聖武天皇即位、長屋王が左大臣に就任 .4 藤原宇合、蝦夷を鎮圧 ◇多賀城建設
727	神亀4	渤海使、出羽に来日〔～920、計34回〕
729	天平元	.2 長屋王の変 .8 藤原光明子が皇后となる
730		薬師寺東塔建立
		天平文化（奈良時代終わりごろまで）
737	天平9	◇藤原四子（武智麻呂、房前、宇合、麻呂）天然痘で死す

古代のお約束ワード②

官位 相当制①	官職（朝廷内での役職）と位階（朝廷内でのランク。上位の位階をもつものが貴族）を対応させ、官人の身分を位階によって定め、位階に対応する官職に任命する制度。
--------------------	--

官位 相当制②	官職は太政大臣、左大臣など多数、位階は正一位～少初位下まで30ランク。要するに「位階に応じた官職が天皇より与えられる」制度。Ex.一位＝太政大臣、二位＝左右大臣
--------------------	--

蔭位の制	おんいのせい。父祖の位階に応じて子にも位階が与えられる制度。貴族の地位を永続的にする制度で、例えば父祖の位階が一位であれば嫡子は従五位下が与えられる。
-------------	---

渤海	ぼっかい。698年建国。百濟滅亡後のわが国のマブダチ国家。国土は中国東北部～朝鮮半島北部、ロシア沿海州にかけて。周辺国との交易で栄え「海東の盛国」とよばれた。
-----------	---